

【相談内容】

No17-4.道路の定期点検に係る地方債について

- 全ての定期点検について「地方債の対象」となるのか？
- 地方債の対象となるのであれば、その根拠となる文書等を提供してほしい。

【助言内容】

- 公共施設の点検及び調査等（以下「点検等」という。）に要する経費については、建設事業の実施に当たり詳細な点検等をしなければ工事方法の決定ができない場合等、建設事業を実施するために直接必要と認められる場合には、「地方財政法（昭和23年法律第109号）」第5条第5号の経費に該当するものとして、地方債の対象とすることができる。